

令和7年度末退職予定の皆さまへ

## ～任意継続組合員制度事前申告等のご案内～

退職後、組合員の皆さまは組合員資格を喪失し、いずれかの健康保険制度に加入することになります(別紙参照)。選択肢の一つに、公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入があります。

任意継続組合員制度は、1年1日以上継続した組合員期間(任意継続組合員の期間を除く)のある組合員が退職日から20日以内に「申出」と「掛金の納付」を行うことで、加入することができます。

※短期組合員を含みます。

### 1 任意継続組合員制度(以下、「任意継続」という)とは

退職後も引き続き、現職時とほぼ同様の短期給付を受けることができる制度で、最長2年間加入できます。 ※福祉事業は特定健康診査・特定保健指導のみ利用可能です。

○在職中と比べて受けられない給付

・休業手当金 ・育児休業手当金 ・介護休業手当金 ・傷病手当金附加金

(※傷病手当金及び出産手当金は在職中に支給事由がある場合に限り給付の対象となります。)

### 2 任意継続掛金について

雇用主が負担していた分も併せて支払うことになるので、在職中と比べてほぼ倍の額になります。

(1) 掛金額

任意継続掛金 ⇒

①または②のうちいずれか低い方の額

×

掛金率

- {
   
 ① 退職時の標準報酬月額
   
 ② 410,000円(全組合員の平均標準報酬月額)

【掛金率】 短期 : 93.20/1,000      介護 : 15.76/1,000

子ども・子育て支援納付金 : 2.30/1000(令和8年4月より新設予定)

○子ども・子育て支援金制度とは社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。子子法等の一部改正により、医療保険の被保険者や事業主は、それぞれ「子ども・子育て支援掛金」「子ども・子育て支援負担金」を負担することとされました。

これら2つを総称して「子ども・子育て支援金」と呼び、公立学校共済組合を含む医療保険者が徴収し、国に対して「子ども子育て支援納付金」として納付する仕組みとなっています。

※公立学校共済組合沖縄支部のホームページに「任意継続掛金の試算表」を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。(試算についての個別対応はできません。)

ホームページアドレス

<http://www.kouritu.or.jp/okinawa/>

## (2) 納付方法

「1年分前納」、「半年分前納」、「毎月納付」より選択でき、納付書での納入になります。

1年分前納、半年分前納の場合は、毎月納付より割引された掛金となります。

|    | 1年分前納 | 半年分前納 | 毎月納付 |
|----|-------|-------|------|
| 割引 | 有り    | 有り    | 無し   |

## 3 任意継続加入申出について

### (1) 受付期間

年度末退職の方は、任意継続の加入申出締切りが2回あります。

|       | 提出期限     | 払込方法        | 初回掛金<br>納入期限<br>(厳守) | 掛金        |
|-------|----------|-------------|----------------------|-----------|
| 事前申告  | 3月6日(金)  | 1年分または半年分前納 | 3月31日                | 4月分から割引適用 |
|       |          | 毎月納付        | 4月20日                | 割引なし      |
| 退職後申告 | 4月20日(月) | 1年分または半年分前納 | 4月20日                | 5月分から割引適用 |
|       |          | 毎月納付        | 4月20日                | 割引なし      |

### (2) 提出書類

○「任意継続組合員申出書」

○「任意継続組合員申出時の被扶養者継続認定(取消)確認書」(被扶養者がいる方は全員提出)

・・・在職中から認定されている被扶養者については、任意継続加入後も引き続き被扶養者として認定できますが、その場合も資格確認書の発行要否を記入してください。また、就職や扶養者の変更などにより、4月1日から認定を取消す場合はその被扶養者名を記入したうえで、取消欄にチェックをしてください。4月以降に喪失証明書を送付します。

### 検 認

年に1度、被扶養者の要件を満たしているかの確認(検認)を行います。その際は所得証明書や送金証明書等を提出していただきます。検認を受けない場合は、被扶養者の資格は無効となり、さかのぼっての喪失になる可能性があります。

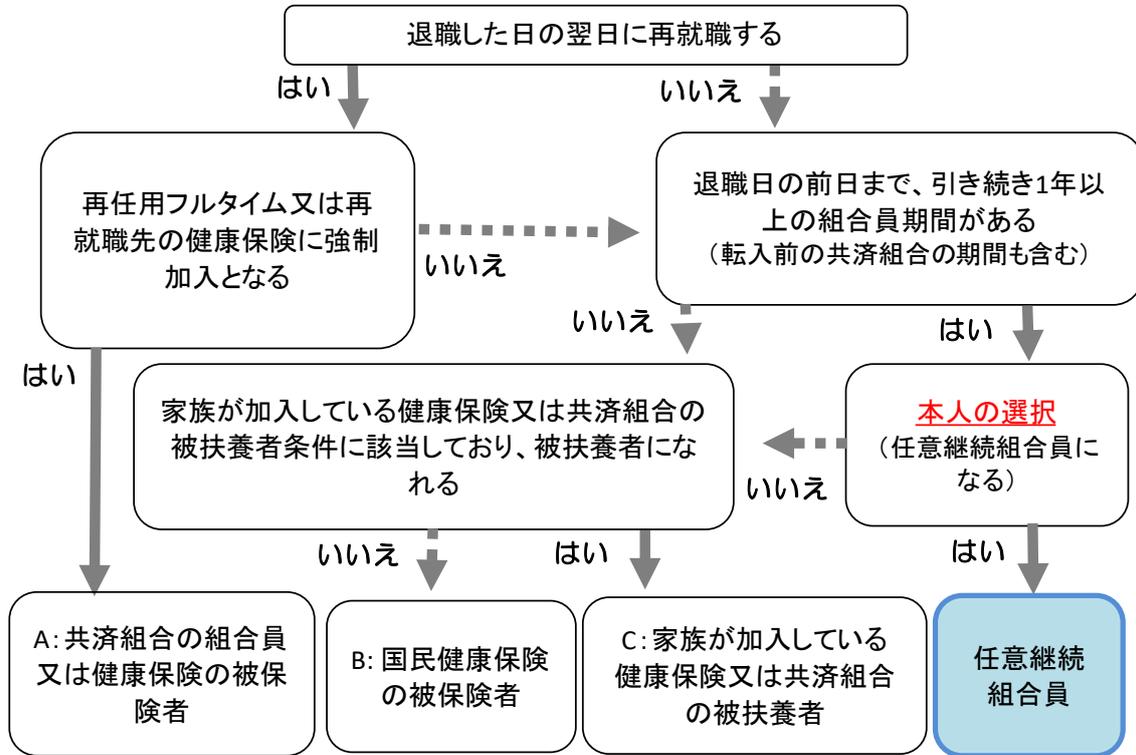
## 4 任意継続申告手続きのスケジュール

|        |  |
|--------|--|
| 3月6日   | 事前申告期限(共済組合必着)                                       |
| 3月15日頃 | 組合員の自宅に「任意継続掛金決定通知書」・「振込通知書(納付書)」を発送                 |
| 3月31日  | 事前申告掛金納入期限   |
| 4月1日   | 掛金納付により任意継続組合員加入                                     |
| 4月20日  | 退職後申告・掛金納入期限(厳守) ※1<br>納付期限内に納入できない場合は任意継続の加入はできません。 |

※1 任意継続組合員申出書は、払込通知書(納付書)の郵送等に要する時間を考慮し、期限内に余裕をもってご提出してください。

## 退職後の健康保険制度について

令和8年4月1日に、あなたはどれに当てはまりますか？



- A 健康保険の適用の有無については再就職先へご確認ください。  
 B 国民健康保険料等詳細については居住市町村担当窓口へお問い合わせください。  
 C 扶養認定の基準は各保険者により異なります。詳しくはご家族が加入している健康保険担当にご確認ください。

- ※1 引き続き1年以上の期間に、任意継続組合員の加入期間は含みません。  
 ※2 任意継続組合員になるためには、「任意継続組合員申出書」を各所属機関又は所属所を経由して支部長へ提出し、納付書の交付を受けて、払い込むべき掛金をその納付期日までに払い込む必要があります。期限内に払い込まなかったときは、任意継続組合員にはなれません。  
 ※3 退職時に認定を受けている被扶養者は継続して認定できますが、継続認定、取消申請のいずれの場合も、「任意継続加入申出時の被扶養者継続認定(取消)確認書」を提出する必要があります。  
 ※4 任意継続組合員に関する手続きについては、支部ホームページにも掲載しています。  
 ※5 任意継続組合員制度は健康保険制度への加入です。

退職後の年金制度について、60歳未満の方は、居住地の市町村で国民年金の加入手続きを行ってください。被扶養配偶者も同様の手続きになります。